

認定番号	01P-087-03
認定種別	快適職場（プラチナ）

## 快適施策実施状況報告書

### 1) 作業所情報

会社名	西松建設株式会社 関東建築支社
作業所名	渋谷宇田川町工事事務所
作業所所在地	〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 10-2 いちご渋谷宇田川町ビル 3階
工期(自)～(至)	平成 29 年 1 月 30 日～平成 31 年 2 月 28 日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	事務所・住宅
工事概要 (120 字以内)	RC・SRC・S 造、CFT 造(中間免震) 地下 2 階、地上 21 階 敷地面積 5,226 m <sup>2</sup> 、建築面積 2,051 m <sup>2</sup> 、延床面積 37,949 m <sup>2</sup> 用途:事務所、共同住宅 40 戸、駐車場 等

#### ※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

#### ◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。  
※上記資料は [http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei\\_4.html](http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html) からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること  
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

① 設置されている機器類の写真



構台手摺りにミストシャワー設置



安全通路に日除け屋根(仮囲いF・P)  
及びミストシャワー設置



詰所前にグリーンカーテン設置

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、  
をご記載ください

平成29年夏季期間中は地下作業の為、構台手摺りにミストシャワー配管を設置し温度低減を図った。また、地下作業場所では扇風機・送風機を設置し、適宜空気の循環を図った。

また、外部通用口から休憩所までの安全通路にミストシャワー配管を設置して高温抑制化を図るとともに、詰所前にはグリーンカーテンを作り、視覚的にも涼しい空間を演出した。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

① 飲料等の種類

スポーツドリンク、ウォータークーラー、氷、熱中飴、経口補水液(OS-1)

② 常備の状況



熱中症対策コーナーを設置



スポーツドリンク、熱中飴を無償配布



ウォータークーラー、製氷機を設置



職長会室に飲料等を常備

作業員全員が通る休憩所横の一部を熱中症対策コーナーとし、ウォータークーラーと製氷機を設置した。

職長会室の冷蔵庫内には経口補水液(OS-1)を常備し、緊急時に利用することとした。スポーツドリンク・熱中飴も職長会室に常備しており、これらは無償配布して積極的に摂取することを指導した。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

① 服装の写真



空調服・そうかいくんの使用状況



同 左

② その服装の冷却・保温機能(効果)

- ・空調服は保冷材を挿入してファンを運転することで、体全体を冷やす効果がある。
- ・そうかいくんは首元を隠す事で熱中症防止になり、水に濡らして使用することで冷却効果がある。

③ 制度の内容

- ・空調服は協力業者が前年に申請し、実質空調服購入費の内、1着あたり7,000円を支社にて補助している。
- ・そうかい君は現場で購入し、作業員全員に無償配布した。

④ 支給または購入費補助の実績

2014年	207着	1,449,000円
2015年	106着	742,000円
2016年	192着	1,334,000円
2017年	79着	553,000円

**【審査項目④】 《作業空間の確保》**

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサー音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



作業通路や資材置き場、立入り禁止区画をそれぞれ色の異なるカラーコーンで明示し、各エリアを明確にすることで整理された作業空間を確保した。

- 建築区画・・・緑色カラーコーン
  - 電気区画・・・黄色カラーコーン
  - 設備区画・・・青色カラーコーン
  - 立禁区画・・・赤色カラーコーン(全業種共通)
- ※掲示は現場撮影写真を採用

■ 施策(二)



現場内において特に車両の通行が多い場所、接触が予想され、死角になりやすい場所には注意喚起看板とカーブミラーを設置して、現場内での接触事故防止に努めた。

■ 施策(三)



焦電型遠赤外線感知音声警報センサーを各所に設置して、注意喚起を行った。  
現場内だけでなく、外部通用口部分にもセンサーを設置することで、第三者災害にも配慮した。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場照明設備は全てLED照明とした。

- ・外周照明
- ・タワークレーン照明
- ・各フロア打込み照明
- ・各作業員が使用する手元照明 他

■施策(二)



現場内の車輛通路は仮設アスファルト舗装とすることで粉塵飛散対策を図った。  
また、雨天時の車輛出入時の泥流出を防止した。

■施策(三)



近隣への音対策の一環として、現場南側の録音スタジオへの騒音配慮の為、垂直養生を防音シートとした。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



iPadを利用(METAMOJI)して作業打合せを実施している。  
手書きよりも見やすく修正が容易な為、生産性は向上している。  
また、打合せ時はプロジェクターを使用しているのでペーパーレス化にもつながっている。

■施策(二)



1ゲート→躯体入口→資材場重用仮設ELVまでのメイン搬入動線に対する無段差化を実施し、作業性の向上を図った。



内部段差はAS舗装にてスロープ形状に変更。

■施策(三)



現場内での重量物運搬に対する負担軽減策としてフォークリフトを導入している。  
人力での運搬に比べて安全で効率が良い。

～現場導入数～

地下1階・・・0.9tフォークリフト×1台

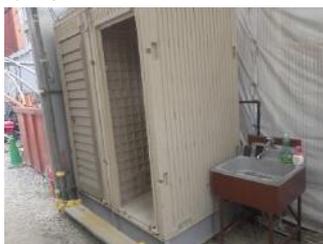
地上1階・・・2.5tフォークリフト×2台

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



敷地が東西に広く、作業員休憩所とトイレが西側にしか無い為、東側ヤードでの作業員用として休憩所とシャワートイレを設置した。移動負担が減り、作業再開もスムーズに行えるので有効である。なお、トイレに関しては現場面に仮囲いを設けて視覚的にも配慮した。

■施策(二)



産廃ヤードを1ゲート東側に設置しているが、ちょっとしたゴミを捨てられるよう、西側休憩所付近に簡易ゴミ捨て場を設置した。移動負担が減ると共に、現場内の環境美化にもつながっている。

■施策(三)



作業員の人数が多くなるにつれて、各所で電気の消し忘れが目立ってきた為、自動センサー式照明を設置した。現在、男子トイレ、安全通路、現場内階段照明にセンサーを採用している。消し忘れによるストレスが解消され、省エネにもなった。

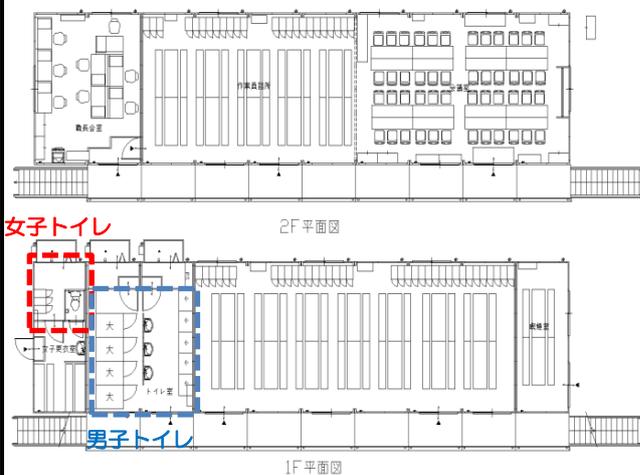
【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、  
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



女子トイレ



男子トイレ

作業員休憩所内に男子用・女子用トイレをそれぞれ設置した。また、全てウォシュレット付きに変更し、使用する作業員に好評を得た。

トイレ掃除については当番制として職長会で設定し、毎日清掃を行っている。

安全当番が現場巡回をし、清掃状況を確認している。

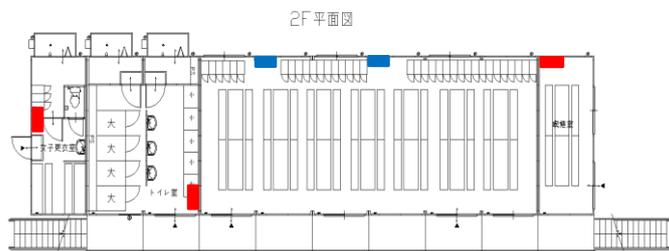
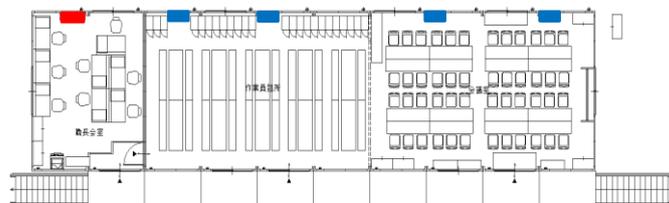


男子トイレ

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



■ …壁掛エアコン1.5馬力

■ …パッケージエアコン3~5馬力



各室にエアコン設置



トイレにもエアコン設置



ガードマンボックス内のエアコン

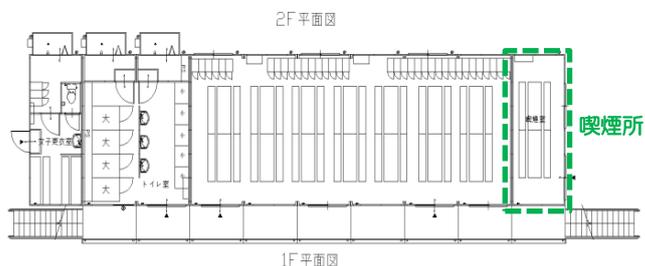
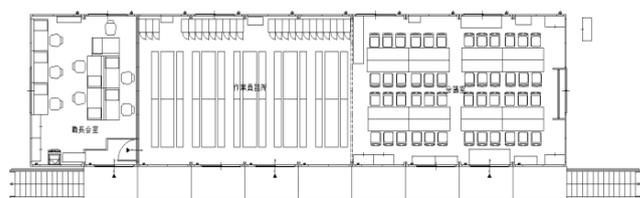
休憩所・職長会室・会議室・喫煙所等、全室に  
エアコンを設置した。特にトイレへのエアコン設  
置は夏季の熱中症対策として好評を得た。

また、ゲート際誘導員への熱中症防止としてガ  
ードマンボックス内にもエアコンを設置した。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



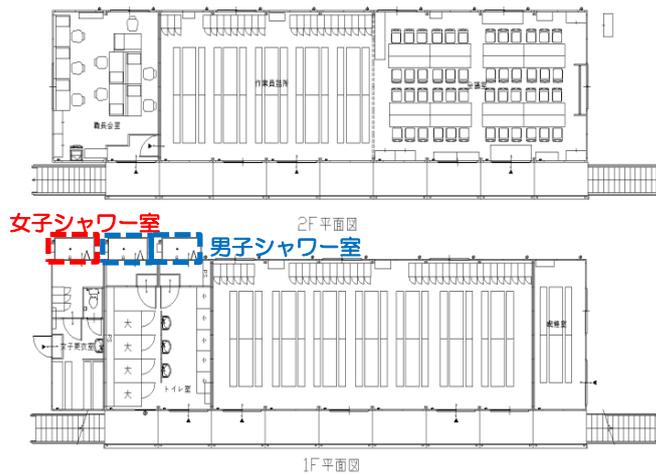
休憩所は全室禁煙として、喫煙所を設けた。

エアコンを設置して冷暖房完備するとともに、集煙機を設置してよりよい環境を作った。

【審査項目⑪】《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



男子シャワー室



女子シャワー室

男子用で2室、女子用で1室のシャワー室を設置した。

都心現場ということもあって電車通勤の作業員さんが多く、夏場は特に好評を得た。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



ヘルメット自動洗浄機(メットシャワー)の設置

ヘルメットの除菌と消臭を行ってくれるメットシャワーを設置し、作業員に好評を得た。

■施策(二)



職長会室の設置

職長会専用の懇談室を設置して、職長会協議を行うとともに職長間の親睦を図った。

■施策(三)



女子専用休憩室を設置して、プライバシーに配慮した快適な休憩スペースとした。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)

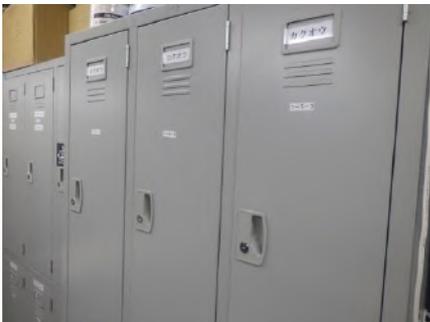


男子トイレ内洗面所(混合水栓)



女子休憩室内洗面台(混合水栓)

■施策(二)



鍵付きロッカー(業者ごとに配置)

■施策(三)



自動販売機

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



休憩所内に冷蔵庫・ポット・電子レンジ等を設置した。

■施策(五)



休憩所横に1台、女子更衣室内に1台それぞれ洗濯機を設置した。

■施策(六)



作業員の増加に伴い、休憩所横に洗面所を増設した。  
また、作業着の汚れを落とす為に給湯器も併せて設置した。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、  
について、ご記載ください



現場会議室に啓蒙ポスター掲示



ポスター

- ・新規入場前に加入状況の確認を行い、新規入場時教育にて加入状況を本人に再確認している。
- ・協力業者に対して、災害防止協議会等にて、加入促進の指導を行っている。
- ・協力業者の100%加入を前提として、法定福利費の支払いは100%を原則としている。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)  
③加入周知の方法、  
について、ご記載ください



仮囲いに適用事業場シール掲示



シール

- ・協力業者に対して、災害防止協議会等にて、加入促進の指導を行っている。
- ・加入者に対しては随時券の発行を行っている。



災害防止協議会時の説明資料(一部)



**【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》**

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

- ・着工日が平成28年12月1日以前の場合  
→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績
- ・着工日が平成28年12月1日より後の場合  
→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
<b>【記入例】</b>	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
2月	6	5	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	5(日)、12(日)、19(日)、20(月)、26(日)
4月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、29(土)、30(日)
5月	6	8	3(水)~7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	4	4(日)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、17(月)、23(日)、30(日)
8月	6	8	6(日)、11(金)~16(水)、20(日)、27(日)
9月	6	5	3(日)、10(日)、17(日)、18(月)、24(日)
10月	7	7	1(日)、7(土)~9(月)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	7	3(金)、5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、23(木)、26(日)
12月	7	8	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	9	1(月)~4(木)、7(日)、8(月)、14(日)、21(日)、28(日)

【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、  
 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 振休の100%取得の実施

4週8休を実現する為、当現場では休日出勤後の振替休日を必ず取得するよう実施している。  
 3ヵ月サイクルで休暇予定を作成し、その時点で休日出勤の日と振替休日の日を設定しておく。  
 休む日を決めておくことで予定が立てやすくなり、また全員が周知する事で休み易い環境を作れる。

■施策(二) 帰宅時間の記入、「早く帰り隊」の設定

日	帰宅時間	N.R
土		18:30
		19:00
	19日 振休	✓
	23日 振休	✓
土		19:00
当		20:00
	20日 振休	✓
	22日 振休	✓
		20:30
土		20:30
		20:00
土		20:30
		19:00

事務所にホワイトボードを設置し、本日の帰宅を毎日記入する。目標を設定する事で早く帰ろうという意識が生まれ、生産性向上につながる。

また、前月の残業時間が多かった人を「今月の早く帰り隊」に任命し、積極的に帰宅するよう現場全体で呼びかけている。

■施策(三) 会社としての時短の取り組み、所長の声掛け



会社としても毎週水曜日の「ノー残業デー」や、月1回の「ライトダウンデー」といった時短に関する取り組みを実施している。

当現場ではその役割を所長が実施しており、部下に対して積極的に声掛けをし、帰りやすい雰囲気を作っている。

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

① 策の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



協力業者による安全講話



安全DVD視聴



熱中症対策講話



産廃分別講習会



高所作業車講習の実施



同 左



ヒヤリハット報告会



災害事例の水平展開



保護具・安全帯基礎知識確認

安全大会や安全週間といったイベントを利用して、各種講話や講習会を実施している。口頭説明だけでなく、DVD視聴や実演指導を多く取り入れることで「分かり易い安全衛生教育」を推進した。

※当社は、安全衛生等に関する資格取得の際の受講助成金を支給している。また優良技能者制度を導入し、マイスター・上級職長等には手当を支給している。

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



職長会パトロール



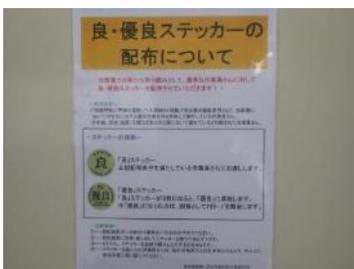
フロアマスター点検



指摘事項の掲示

週に1回、職長会パトロールとフロアマスター点検を実施。指摘を掲示し、周知している。

■施策(二)



良・優良シール制度



良シールの配布状況



良シール3枚で優良に昇格

安全面等、他の模範となる行動をした作業員にシールを配布。月2回、表彰式を実施。

■施策(三)



ヒヤリハット・気付き運動受付箱



全作業員を対象にヒヤリハット・気付き報告を募集。詰所前に掲示し全員に周知している。

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一) 仮囲いの工夫



環境アピールポスター  
(禁煙・駐輪禁止・ポイ捨て)



仮囲いを花柄に  
(落書き対策)



イメージアップ植栽  
(季節ごとに植替実施)

■施策(二) 近隣対策・CSR



バリケード設置  
(違法駐輪対策)



近隣清掃  
(毎週水曜日の一斉清掃時に近隣区域も清掃)



近隣清掃

■施策(三) 懇親イベント・見学会



現場バーベキュー大会

(この他にも忘年会等の各種イベントを実施しており、作業員間の親睦を図っている)

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 

14
----

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	2
⑬	最大6	4
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 

23
----

総合計: 

37
----

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・⑫(二):「健康・衛生を保つための施設」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・⑬(一)(六):同じ内容の施策として、1ポイントのみの加点としました。
- ・⑬(四)(五):「家庭用電化製品の設置」は複数種類の設置でも加点は1ポイントのみとしました。